

大阪市児童福祉審議会（令和 6 年 1 2 月 4 日開催）での委員意見について

<意見者>同志社大学社会学部教授 小山隆 委員

第 7 章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

パーマネンシーについて	
1	国の方向性は、養育する上でまずは家庭復帰を目指す、それが難しいなら養子縁組、養育里親、小規模施設という順になっていると思いますが、施設の小規模化や実家庭化自身は良いと思うが、密室化していくことがすごく危険だと思う。 そういったことから、不調ケースをしっかりとフォローしてほしい。その不調ケースから原因を分析していき、マッチングにあたって改善を重ねていただきたい。
2	養育里親はすごく大事だと思っています。特別養子でなく養育里親のほうを、より増やしていく、仲間を増やしていく。つまり、それは児童相談所とずっと協力してやっていけるわけですから、そういう仲間を増やすことをしていただけたらと思う。
回答	
パーマネンシーについては、まずは家庭で、生まれた家庭を支援するというのが最初にあり、その後、養子、それから養育里親という順番となっております。これをどのようにフォローしていくか。今まではフォスティング機関に委託して包括的に支援するという形でしたが、令和 7 年度からは児童福祉施設である里親支援センターを設置して支援するという形になりますので、そこで継続した支援ができるということになり、こども相談センターを中心に、こども相談センターと里親支援センターがいろいろな不調ケースも含めて支援をしていくことで、支援体制を強化していきます。 おっしゃっていた方向性を踏まえた上で、支援を充実させていくということを計画へ盛り込んでおります。	
回答を受けて追加意見	
努力しているのは理解しているが、どのようなところが失敗したのかなど、不調ケースについてももう少し丁寧に調べ、特別養子に出した後の不調ケースについてもきっちり調べないといけないのではないかな。	

第 9 章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設の小規模化について
小規模化のところで、「業務量も増えるため、業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援などについて、検討していく」と記載があるが「検討していく」で終わらせてはいけない。小規模化により、どんどん各所で孤立していき、小さい単位になって敷地も離れていくことで、各施設の職員の困り事が共有できなくなっています。小規模化していくことは良いことだが、「業務量も増えるため」のところが、実は現場では決定的な状況が起こっている。「A で虐待が起こっていても、B では必ずしもそのことを把握しているわけではない。」のようなことが法人内でも起こり得る状況になっている。 そういう意味でいうと、定着支援の問題ではなく、質の保障をどうしていくのか。小規

模化・分散化していくことによって生じてくるこの隙間をしっかりと埋めていくのは法人が考えることですが、それを決定的に支援していくということをぜひ大事にしていきたいなということをお願いしておきたい。
回答
施設の課題といたしますか、職員の負担が増えていることについては、これは専門部会の中でも施設代表として入っていただいている岡本委員を含め、たくさんのご意見をいただいております。議論の中で、資質向上の問題とするだけじゃなくて、しっかり定着支援、負担軽減のことを取り組むべきであるというご意見をいただきました。検討していくという終わりになっていますが、ご意見を反映して、素案に盛り込んだという経過がございます
回答を受けて追加意見
定着支援、負担軽減ではなくて、それは職員の側の話であって、ケースに対する質の保障ということを考えたときに、今後とも一層努力しますじゃなくて、こうした一本の仕組みを入れるんだとか、見える化することが必要。 こどものために分散化することは、例えば、法人に 50 人の職員がいるけど、5 人ごとに分散化されているということ。それは、定着支援の概念の問題とは違う気がする。 直接ケアする職員たちが 5 人に分断化されている、この問題をどうしたら乗り越えていけるのかというのを、法人やプロの先生方と一緒に協力して、分散化した状況をこのような形でパワーを集約しているんだというようなことを今後とも検討していただけたらうれしいなというお願いであります。

<意見者>大阪市社会福祉協議会会長 永岡 正己 委員

第 3 章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

地域福祉との関係
民生委員や児童委員さんの働きや社会福祉協議会の働きでもありますが、地域で居場所がちゃんとあるか、子育ての家庭を支えるようなつながりがあるか、プライバシーとの関係で難しさもありますけれども、地域における適切な支援の構築、そういう面での推進に向けた取組について、またそのためのいろんな研修のプログラムも必要になると思いますが、地域福祉の関係で、もう少し詳しく触れるところがあればと思いました。
回答
第 3 章にこども家庭支援体制の構築に向けた取組ということで記載しておりますので、その辺りだと思います。

第 9 章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

社会福祉の担い手について
地域の担い手となる社会福祉の仕事が、全体に非常に厳しい状況で、労働雇用条件がもっと改善されないといけなことがありません。持続して支援ができるように、地域で支える人がいて、施設でも質的にしっかり仕事をしてくれる方が長く仕事ができる、そういう条件が必要です。これは働きかけをしていかなければいけないところだと思いますので、それをどのように記載するかはいろいろご検討いただいたと思いますけれども、その改

善は難しく厳しいところがあると思います。 この問題は全体に反映してくるところで、こどもに一番影響を与えてしまうことになります。昔の社会福祉施設を見ると、優れた実践をやっているところは、やはり本当に人間的な信頼関係があって、それによってこどもが育っていったと思います。職員も、里親も、皆一緒に育ち合っていくことができるような、そのための条件についての記述がもう少しあってもいいのかなということを思いました。
回答
児童養護施設の職員さんが志を持って入ってこられた後、ずっと働き続けられるようにするにはどういう支援が、どういうサポートが要るんだろうかということを児童福祉施設連盟の皆様とも一緒にいろいろ話合いもしております。どのように計画へ盛り込めるのかとかいうところは、また専門部会の中で議論して考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

<意見者>武庫川女子大学心理・社会福祉学部社会福祉学科教授 倉石哲也 委員

第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

P. 16 「サポートプラン」策定体制の整備、及び 統括支援員の研修について	
1	サポートプランは今後、市区町村の虐待予防体制の中核に位置付けられる。一方でプラン様式は国（こども家庭庁こども家庭審議会虐待防止対策部会）から明示されておらず、現場では試行錯誤が続いています。 大阪市としては国に先駆けてサポートプランの様式を含めた内容等の整備を図るよう現場を支える意味でも協議を進めることを推奨します。
2	統括支援員の研修についてはオンデマンド配信形式の動画視聴研修（子どもの虹研修センター？）が実施されていますが、統括支援員は行政区間（自治体間）の情報交換を欲しています。特に母子保健と児童福祉の有機的な連携については試行錯誤がしばらく続くことが推測されるため、集合研修等を積極的に実施することを考えていただきたい。
回答	
大阪市では令和6年6月にマニュアルを制定しておりますが、作成にあたりましては、サポートプランの様式を含め国の示すガイドラインを参考に区と協議を重ねてまいりました。 ご指摘のとおり、母子保健と児童福祉の連携は課題であり、本市といたしましても試行錯誤しながら一体的な支援を展開しているところです。また、市内24区の総括支援員、サポートプラン担当者を対象とした研修・会議を開催し、他区の取り組み状況を共有しております。引き続き、24区総体でスキルアップできるよう研修等の充実に努めてまいります。	

P. 17 家庭支援事業等の整備に向けた課題 乳児等通園事業の家庭支援への活用
国が定める（補助対象）事業については丁寧に記載され、かつ分かりやすくまとめられている（P. 19の表）印象を持ちます。 今後、乳児等通園支援事業が開始され、こちらは給付事業であることから家庭支援事業

の枠内には収まりませんが、要支援家庭の利用勧奨先として位置づけることは可能。乳児等通園支援事業が要支援家庭の窓口となり保育利用に結びつけているケース（自治体）もあると聞く。

一時預かり事業と乳児等通園支援事業はその理念や目的の違いが保育等現場には理解されていない現状で、本事業を積極的に展開することは慎重を期すべきですが、本事業を家庭支援事業等のポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチの両アプローチ手法として活用できるようにすることをお勧めしたい。

なお乳児等通園事業の手引き案が12月26日の検討部会で固められる予定です。

回答

他の自治体の事例なども参考に今後、国の定める要綱の内容や12月26日の検討部会の手引き案等を確認の上、大阪市においてのハイリスク・アプローチとしての活用については、検討してまいりたいと考えております。

第8章 里親等への委託の推進に向けた取り組み

里親の開拓

ショートステイ里親の活用を市区で進められないでしょうか？ 西宮市等では里親支援センター（児童養護施設）と行政が一体となりショートステイ里親を展開しています。予防的な意味でも、子どもを支える家庭が複数地域に存在するという理念的な意義においても促進されるとよいと考えます。養育里親は責任が重いけれどショートステイ里親であればできると考える世帯があるのは事実です。

回答

大阪市としてショートステイに里親を活用しないという決定をしているわけではなく、里親を活用できる体制が構築できれば、活用したいのですが、現時点では里親委託の需要に対して対応できる里親が不足している状況があります。おっしゃる通り養育里親は荷が重いけれど、ショートステイ里親ならできそうとお考えを持つ方が多いのは確かであると考えております。そこでなんとか養育里親を増やしたいと考えている私どもとしては同じ理屈で、短期での預かりでも里親ができるということをしっかりと普及啓発し、里親数を増やしていきたいと考えております。

里親の支援

里親の不適切な養育（虐待等）が起きた場合、即里親登録停止となる制度の改革を目指すべきと考えます。被措置児童虐待では施設職員と里親では処分に差があります。部会でもたびたび議論がなされていますが、大阪市からの確認に対して国の回答はいかがでしょうか？ 里親の場合、レッドカードを怖れて相談ができない心理状況（孤立無援）に陥ることもあり、早急な打開策が必要と考えております。

回答

ご承知のとおり、被措置児童等虐待についての施設と里親の処分差については、何度も議論となっているところで、課題として認識しているところでございます。令和5年度に国が実施した調査研究の中でも「認定された行為の軽重に応じて里親登録を継続しながら、里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等を行うことができるようにするべきで

はないか」との意見が複数の自治体からあったことは国も認識しているようですが進展がない状況でございます。

お書きいただいているように里親が相談できない心理状況になるまで放置することのないように、「チーム里親」としてこども相談センター、フォスターリング機関（来年度からは里親支援センター）が協力体制を強固にして里親を支援していきたいと考えております。